

2019年8月

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

『病医院の引き継ぎ方・終わらせ方が気になったら最初に読む本』

お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。訂正いたしますとともに、読者のみなさまに謹んでお詫び申し上げます。

記

訂正箇所	129ページ、図表2-⑩-3
誤	会社経営者Aが委託者となり、一般社団法人を受託者として自社の株式（信託財産）を移転し、会社経営者Aを 受託者 とする。
正	会社経営者Aが委託者となり、一般社団法人を受託者として自社の株式（信託財産）を移転し、会社経営者Aを 受益者 とする。

訂正箇所	147ページ、ウ) 相続時承継、7行目
誤	相続財産が基礎控除の額（ 3,600万円 +600万円×法定相続人の数）を上回るときは、
正	相続財産が基礎控除の額（ 3,000万円 +600万円×法定相続人の数）を上回るときは、

以 上